

08 地域材供給倍増事業

【829（1,018）百万円】

対策のポイント

「木材自給率50%以上」を目指し、地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進を通じた、公共建築物や住宅等での地域材の一層の利用拡大、固定価格買取制度の下での木質バイオマスの利用拡大等各分野での取組を進めていくことが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万m³（23年度）→2,800万m³（27年度））
- 公共建築物の木造率の向上（8.3%（22年度）→24%（27年度））

<主な内容>

1. 連携等を通じた地域材供給体制の構築支援

品質・性能の確かな地域材を安定的かつ効率的に供給できるようにするため、中小製材工場等の水平連携等の構想作成、工務店と連携した建築部材の共通化、木製ガードレールほか多様な用途への供給体制の構築等に対して直接支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 地域材利用拡大支援

地域材の利用を拡大するための取組に対して、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援や、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金の借入に対する利子助成
- ② 耐火性・耐震性を備えた地域材製品の開発支援、製材JASの取得促進支援、地域材を活用した住宅等での健康・省エネ効果の把握への支援等
- ③ 大規模木造建築物用の新たな地域材製品の生産技術開発等への支援
- ④ 地域材を利用したモデル木製品の開発・普及への支援
- ⑤ 海外での地域材の品質等の実証、合法木材の普及などを通じた地域材差別化・信頼性向上の取組への支援や、HWPルールの周知など木材利用拡大に向けた普及啓発への支援

（補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

- | | | |
|----------|----------|-------------------|
| 1、2②③の事業 | 林野庁木材産業課 | （03-6744-2294（直）） |
| 2①④⑤の事業 | 林野庁木材利用課 | （03-6744-2296（直）） |